

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成31年 4月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 業務概要

(1) 業務名

平成31年度 デザイン研修会等開催事業業務

(2) 業務内容等

県内中小企業のためのデザイン活用に関する講演会及び研修会の企画・実施

(3) 契約価格の限度額

1,507千円（税込み）

2 契約期間

契約日から平成32年 1月31日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 選定方法

提出された書類に基づき、プレゼンテーションを行い、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部商工業局地域産業課

電話:054-221-2812 FAX:054-221-5002 E-mail:chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間

平成31年4月16日（火）から平成31年4月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案書6部、見積書1部、会社概要又はそれに類するもの1部

イ 提出期限 平成31年5月7日（火）午後5時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

詳細は申込者に別途通知する。

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 募集に係る説明会は開催しない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 企画提案書の作成、提出やプレゼンテーション等に係る全ての費用は提案者の負担とする。